

福津市地球温暖化対策実行計画

(第5次福津市エコオフィスプラン)

令和4年4月

福 津 市

福津市地球温暖化対策実行計画（福津市エコオフィスプラン） / 目次

◆ 本文

I	計画の背景・目的	1
1	背景	
2	目的	
II	プランの概要等	2
1	概要	
2	計画期間	
3	計画対象範囲	
4	見直し	
5	公表	
III	目標値の設定	3～4
1	温室効果ガス削減目標の設定について	
2	温室効果ガスの削減目標値	
3	その他の項目の削減目標値	
IV	取組みの原則	5
1	ゼロカーボンシティを目指す	
V	取組み内容	6
1	職員個人・職場の取組み	
2	施設管理者の取組み	
VI	プランの推進体制	7～8
1	エコオフィスプランの推進体制図	
2	エコオフィスプランの推進組織図	

《福津市地球温暖化対策実行計画（福津市エコオフィスプラン）》

－ 市役所の、事業者及び消費者としての立場からの取組み－

I 計画の背景・目的

1 背景

近年、異常気象が相次いで発生し、世界各地に甚大な被害を与えています。地球温暖化が要因の一つとして挙げられていますが、現在までに産業革命前よりも1度上昇している世界の平均気温が、この先も上昇していくと影響はさらに深刻化していくことが予想されています。

令和3年8月に発表されたIPCC第6次報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明記されました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞により、令和2年度の国内におけるCO2排出量は平成2年の統計開始以来最小を記録し、私達の生活がいかに温暖化に影響を及ぼしているかを明らかにしました。

自然災害だけでなく健康被害や食料不足等、温暖化がもたらす様々な課題を解決し、将来世代により良好な環境を継承するために、一人一人が課題に向き合わなければなりません。「Think globally, Act locally（地球規模で考え、足元から行動せよ）」という標語にもあるように、本市でも温暖化を地球全体の問題として認識し、基盤である庁舎及び公共施設から、取組みを実施する必要があります。

以上のことから、本市では、平成11年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市内における一事業者として、温室効果ガス排出削減を目指す福津市地球温暖化対策実行計画（福津市エコオフィスプラン）を策定しています。第4次計画期間が令和3年度をもって終了したことから、「福津市地球温暖化対策実行計画（第5次福津市エコオフィスプラン）」を策定しました。

2 目的

本計画は、市を大規模な事業所と位置付け、市内の一消費者との立場から、市役所をはじめとする公共施設から排出される温室効果ガスの排出量を抑制し、地球温暖化対策と環境負荷の削減に積極的な役割を果たすと共に、市が環境保全の取組みを率先して実行することにより、市民・事業者が環境保全への意識を深め、具体的に実行する際の有益な指針となることを目的とします。

II プランの概要等

1 概要

この計画の名称は「福津市地球温暖化対策実行計画（第5次福津市エコオフィスプラン）」（以下「プラン」という。）とします。

プランは、「目標」、「取組みの原則」、「具体的取組み内容」、「推進体制」から構成します。

2 計画期間

プランの計画期間は、令和4年度から令和8年度までとします。

3 計画対象範囲

プランの対象は、原則として全市職員及び市が直接管理する全事業所とします。

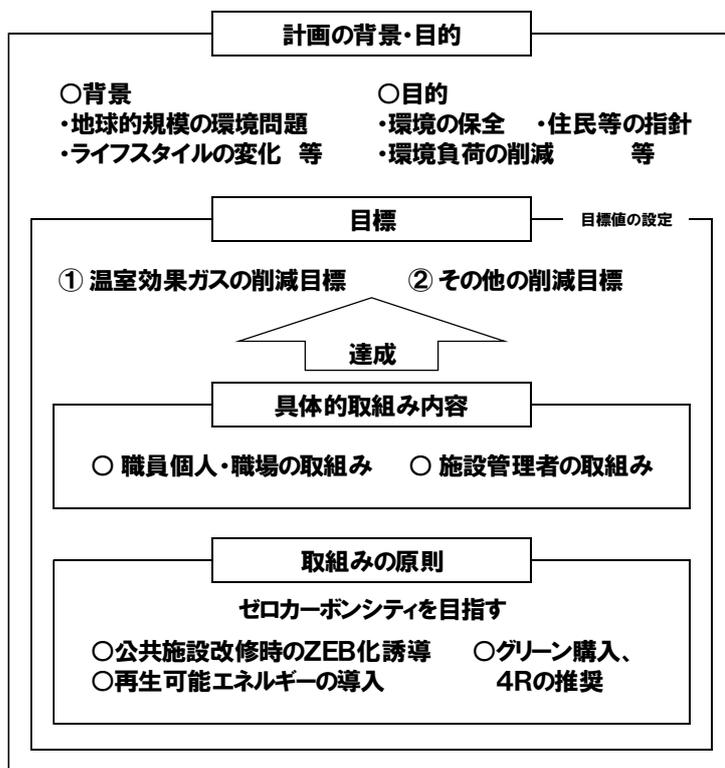
4 見直し

プランの見直しは、技術の進歩や状況の変化等により、必要がある時に行います。

5 公表

プランの進捗状況は、広報により公表します。

参考図) 福津市エコオフィスプラン概要



Ⅲ 目標値の設定

プランの目標値を「温室効果ガス※1」及び「その他」に分類して設定します。
対象施設は、職員が常駐する施設又は直接経費を支出する施設とします。

【対象施設】

庁舎、図書館、公民館、健康福祉総合センター、幼稚園、小学校、中学校、保育所、郷づくり交流センター、下水処理場等、市が直接管理する施設全てを対象とします。

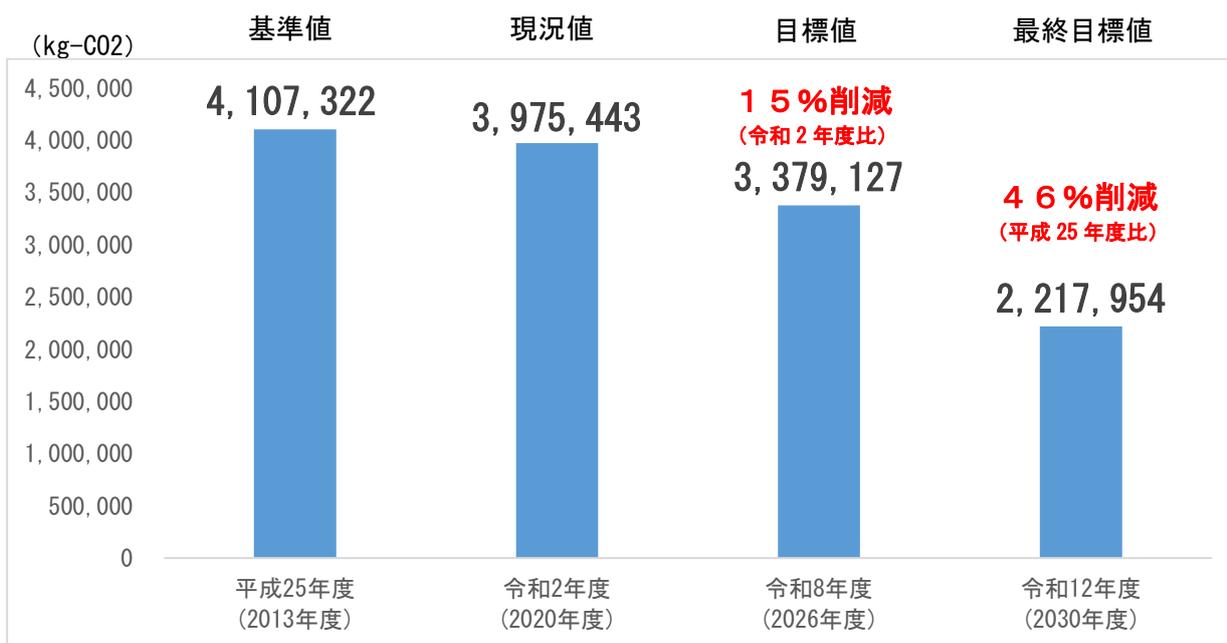
ただし、対象施設であっても、市民へのサービスを提供するうえで必要不可欠な項目については、削減対象外とします。

※なお、指定管理者制度へ移行する等して、市の直接の管理ではなくなった場合は対象外としますが、地球温暖化防止に向けた取組みを実行していくよう、管理者へ要請します。

1 温室効果ガス削減目標の設定について

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、令和3年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画の中期目標に基づき、平成25年度比で令和12年度に46%削減することを掲げます。

本計画期間は、令和8年度末までに令和2年度比で15%削減することを目標とします。



2 温室効果ガスの削減目標値

★温室効果ガス総排出量※2 の削減目標

【温室効果ガス総排出量】

令和9年3月31日までに令和2年度比で、**15%**削減する。

★個別の目標

【電気使用量】

令和9年3月31日までに令和2年度比で、**15%**削減する。

【ガス使用量】

令和9年3月31日までに令和2年度比で、**15%**削減する。

【公用車燃料使用量】

令和9年3月31日までに令和2年度比で、**5%**削減する。

【空調用燃料使用量】

令和9年3月31日までに令和2年度比で、**5%**削減する。

【一般廃棄物排出量（リサイクル分を除く）】

令和9年3月31日までに令和2年度比で、**15%**削減する。

3 その他の項目の削減目標値

【紙用品類使用量】

令和9年3月31日までに令和2年度比で、**15%**削減する。

【上水道使用量】

令和9年3月31日までに令和2年度比で、**5%**削減する。

※1 温室効果ガス

温室効果を持つガスを温室効果ガスと呼び、燃料の使用等に伴って排出される。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6つが温室効果ガスとして削減の対象となっている。

※2 温室効果ガス総排出量

温室効果ガスに、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第2次評価報告書で定められた地球温暖化係数(温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の当該程度に対する比で示した係数)を乗じた二酸化炭素換算での総排出量のこと。

IV 取組みの原則

プランの目標達成に向け、様々な取組みを実行する際の基本的な原則をここに示します。

1 ゼロカーボンシティを目指す

ゼロカーボンシティとは、環境省が推進する温室効果ガス削減に向けた取組みのひとつで、2050年までに、二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指す自治体のことです。

①公共施設改修時のZEB化誘導

ZEBとは、Net Zero Energy Building の略称で、快適な室内環境を実現しながら、消費するエネルギーをゼロにすることを旨とした建物のことです。

②再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーとは、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった、自然由来で二酸化炭素(CO2)を排出せずに活用できるエネルギーのことです。

③グリーン購入、4Rの推奨

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

4Rとは、物品購入からゴミを出すまでに、心がけるべき行動の原則です。

1. Refuse(断る) 2. Reduce(減らす) 3. Reuse(再使用) 4. Recycle(再利用)

V 取組み内容

プランの目標達成に向けて取組む内容を、下記に分類して示します。

1 職員個人・職場の取組み

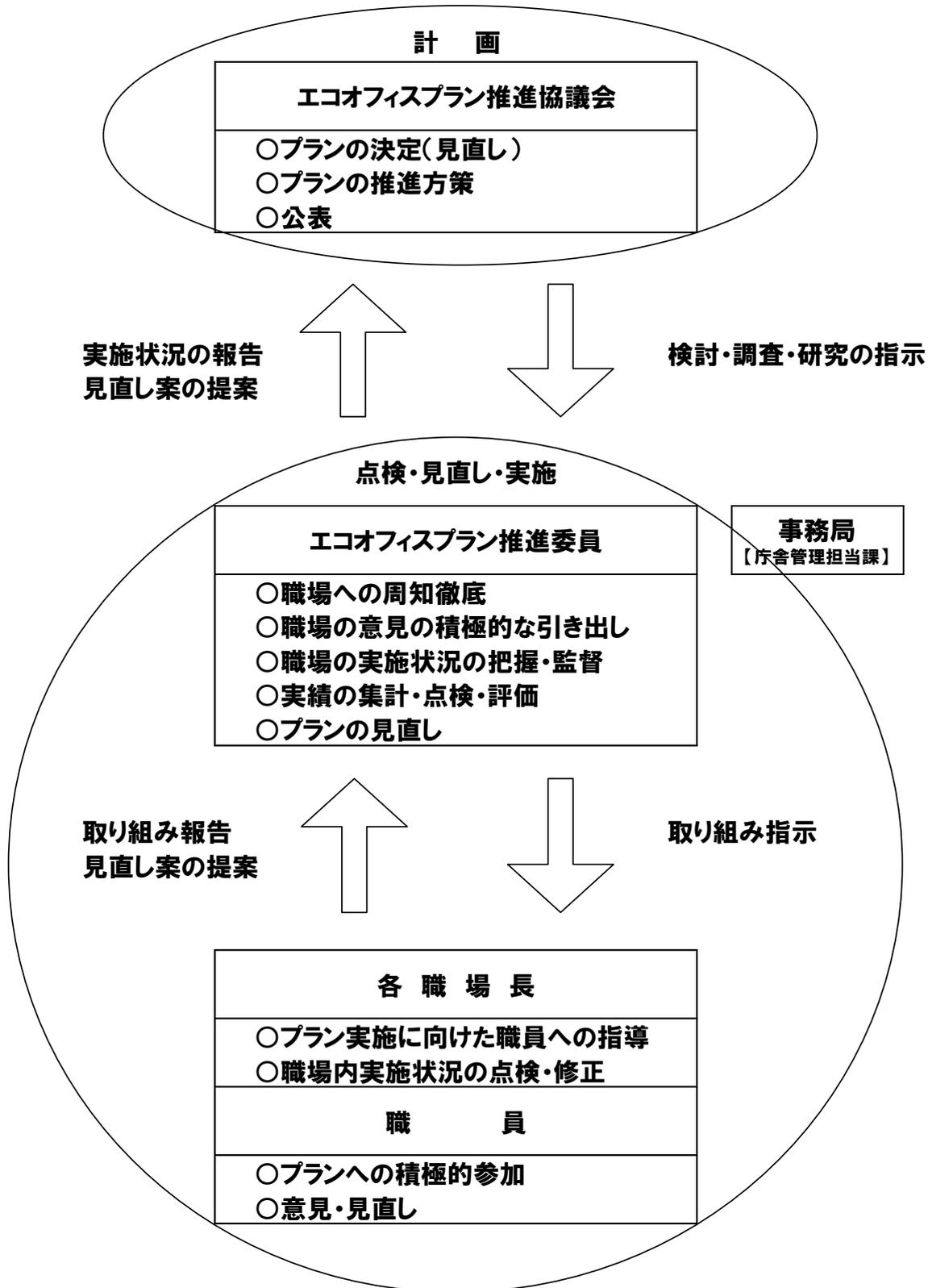
- ・ O A 機器等の電気製品を使用しない時には、電源をこまめに切る。また使用を必要最低限とし、機器の省エネ機能（スリープ等）を積極的に利用する。
- ・ 施設内の階の移動には、荷物の運搬以外は原則として階段を使い、エレベーターは極力使用しない。
- ・ 昼休み時間や勤務時間外は、支障のない範囲で照明の電源を切る。また、使用していない場所の消灯を徹底する。
- ・ 水を使用する場合、蛇口をこまめに締める等、節水に努める。
- ・ ガス給湯器やコンロを使う場合は、使用后種火の止栓や温度設定を管理し、効率的な使用に努める。
- ・ 公用車の運転時に不要な荷物を載せない。また、急発進・急加速をやめる等経済的な運転に努める。
- ・ 近距離の移動に際しては、徒歩や公用自転車を利用する。
- ・ 印刷資料の内容を精査し、不要な印刷やミスコピーの防止に努め、ペーパーレス化を推進する。
- ・ 廃棄物の量の削減を図るため、4Rの原則を積極的に推進する。

2 施設管理者の取組み

- ・ 省エネタイプの電気製品や低公害車の導入を検討する。
- ・ 空調設定温度を夏季の28度及び、冬季の20度を適正温度の目安とするために、クールビズ導入やサーキュレーター、ブラインドの活用を推進する。
- ・ 定期的にエアコンのフィルター清掃を実施する。
- ・ 職員の健康維持と電力等の使用量削減に向け、残業を減らすよう働きかける。
- ・ 照明で特に必要のない場所は、あらかじめ照明管を外す。
- ・ コピー用紙やトイレットペーパーはできる限り再生紙を採用する。
- ・ トイレの水の2度流しを防止するため、トイレ用擬音装置の設置を進める。
- ・ 各種使用量を把握し、その削減について働きかける。
- ・ 温室効果ガスの排出が少ない再生可能エネルギー由来のものへの切り替え等、環境負荷の少ない電気の調達方法を検討する。
- ・ 各職場長をエコオフィス責任者とし、退庁時の消灯や廃棄物の処理について、職員の指導及び職場内のエコオフィス取組み状況の点検・修正を行なう。
- ・ 施設の更新、改修時に、温室効果ガス排出量が少ない空調や照明等のシステム導入を検討する。

VI プランの推進体制

1 エコオフィスプランの推進体制図



2 エコオフィスプランの推進組織図

推進委員は議会事務局長、部長、理事、会計管理者、監査事務局長及び農業委員会事務局長とする。

